

滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

旅館業および公衆浴場における衛生管理等について、最新の知見等が得られていること等を踏まえ、国の衛生管理等に係る指針等が改正されたことに伴い、本県における旅館業の浴室および公衆浴場に係る措置の基準を改めるため、滋賀県旅館業法施行条例（平成16年滋賀県条例第3号）および滋賀県公衆浴場法施行条例（平成7年滋賀県条例第45号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県旅館業法施行条例の一部改正

旅館業の浴室における浴槽水の消毒について、塩素系薬剤による方法および塩素系薬剤と併用する方法以外の方法を認めることとします。(第1条による改正後の別表第1関係)

(2) 滋賀県公衆浴場法施行条例の一部改正

ア 公衆浴場の浴槽水の水質基準について、検査方法を加えることとします。(第2条による改正後の第3条関係)

イ 公衆浴場の浴槽水の消毒について、塩素系薬剤による方法および塩素系薬剤と併用する方法以外の方法を認めることとします。(第2条による改正後の第3条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県旅館業法施行条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>宿泊者の衛生に必要な措置の基準</p> <p>1から3まで 省略</p> <p>4 沐浴については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>(5)ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>アおよびイ 省略</p> <p>ウ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.2ミリグラム以上になるよう保ち、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用することにより、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>エ 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>5および6 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>宿泊者の衛生に必要な措置の基準</p> <p>1から3まで 省略</p> <p>4 沐浴については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>(5)ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>アおよびイ 省略</p> <p>ウ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.2ミリグラム以上になるよう保ち、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用する方法等により、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>エ 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>5および6 省略</p> <p>以下省略</p>

滋賀県公衆浴場法施行条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条および第2条 省略	第1条および第2条 省略
第3条 省略	第3条 省略
2 公衆浴場の営業者が講じなければならない維持および管理についての措置の基準は、次のとおりとする。	2 公衆浴場の営業者が講じなければならない維持および管理についての措置の基準は、次のとおりとする。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 浴槽水の水質は、次の基準（知事が入浴者の衛生上支障がないと認める場合にあっては、アまたはイを除く。）を満たすものであること。	(2) 浴槽水の水質は、次の基準（知事が入浴者の衛生上支障がないと認める場合にあっては、アまたはイを除く。）を満たすものであること。
ア 省略	ア 省略
イ <u>過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下</u> とすること。	イ <u>有機物（全有機炭素の量）は1リットルにつき8ミリグラム以下</u> とすることまたは <u>過マンガン酸カリウム消費量は1リットルにつき25ミリグラム以下</u> とすること。
ウおよびエ 省略	ウおよびエ 省略
(3)から(4)の2まで 省略	(3)から(4)の2まで 省略
(4)の3 ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、次に掲げる措置を講ずること。	(4)の3 ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、次に掲げる措置を講ずること。
アおよびイ 省略	アおよびイ 省略
ウ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.2ミリグラム以上になるよう保つこと。ただ	ウ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.2ミリグラム以上になるよう保つこと。ただ

し、これにより難い場合であって、塩素系薬剤による消毒と併せてその他の方法による消毒を適切に行うときは、この限りでない。

エ 省略

(4)の4から(15)まで 省略

3 省略

以下省略

し、これにより難い場合であって、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用する方法等により適切に消毒を行うときは、この限りでない。

エ 省略

(4)の4から(15)まで 省略

3 省略

以下省略